

令和 5 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 9 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 9 月 7 日 (木) 10 時 00 分
散 会	令和 5 年 9 月 7 日 (木) 11 時 13 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 8 番 山 本 一 洋</p> <p>9 番 石 丸 時 次 郎 10 番 奥 村 忠 義</p> <p>11 番 山 本 久 矢 12 番 河 内 直 子</p> <p>13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和5年第3回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和5年9月7日(木)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>4番 原田宏議員</p>
原田宏議員	<p>2日目になりますので、お疲れのところ大変申し訳ないです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>一般質問に入る前に、数年前より猛威を振るっておりましたコロナ感染が2類から5類へと、行動制限につきましても経済活動を優先するというので、国内、国外を問わず解禁という状況でございます。</p> <p>一方では、まだコロナ自体というのは、報告について一定変化がありまして、埋もれた形と申しますか、全くないという状況ではないというのが現状であるかと思えます。</p> <p>私が住んでいる山隈区では、この地域ではここ数年間なかったお祭りであるとか夏祭りとか、いろんな行事は復活をしてくれているわけですがけれども、大変申し訳ない、うちの山隈区でもいろいろ検討を重ねているんですけども、今年度までは、敬老会、それから夏祭りというのは、やはり高齢者の安全という点からやむを得ず中止という判断になされて、個人的に非常に寂しいなと感じているわけでございます。</p> <p>これが果たしていいのかどうかは別として、最近では戦争であるとか食料品の高騰、ガソリン、様々なものが高騰しておりまして、本日のテレビ放送でも、広島に本社がありますホーユーという学校給食を主体に、結構、私も前、幼稚園に勤めていましたので、全国でも大手の給食会社というのが突然破産をするということで、影響は今から17府道県、かなりの影響があるのではないかと。筑前町におきましては、先ほど確認したら学校的には影響はないと。</p> <p>ただ、新聞の報道では、県立青少年自然の家ですかね、こちらが関係しているということでございます。</p> <p>そういう暗い話というのはまだまだ今から、物価であるとかいろんな報道で暗い話があるわけですがけれども、一方、今月ですか、先月の末にありました筑陽学園高校の2年生である桑野さんという方が、これはもともと筑前町の出身であられるわけですがけれども、全国の高校総体の少林寺拳法で初優勝されたということで、子どもたちは非常に頑張っている地域であるのかなというふうに考えております。</p> <p>将来を担う子どもたちが一生懸命頑張れば、町は発展をしていくというふうに考えております。</p> <p>前置きはさておきまして、事前に通告いたしておりました一般質問に入らせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>今回につきましては、上水道事業につきましてご質問をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>この事業におきましては、平成21年、2009年7月より、当町では給水開始をされている事業でございます。近隣同地区、朝倉市であるとか大刀洗町であるとか、そういったところはかなり前からですけども、一番後発で給水事業をされたと。</p> <p>一方では、やはり今人口が増加しておりまして、そういう中でやはり都心から近隣である筑紫野市であるとか福岡に来られる方については、ごく上水道事業という</p>

	<p>のは当たり前の感覚で来られるわけですが、こういうところで上水道があるというのは非常に有利な転居であろうというふうには考えております。</p> <p>そういう面では、後発の事業でありますけれども、今後ますますこの事業が発展することが当町の発展につながると。生活の基盤でありまして、上下水道というのは基本的にインフラの基盤であるというふうには考えております。そういった意味では、非常に重要な事業を起こされているなというふうには考えております。</p> <p>事業自体につきましては非常にまだ日が浅く、朝倉市であるとか大刀洗町と比べますと、まだまだ今事業が発展途中でありますので、財政面から、世帯の利用数であるとか非常に道半ばの時代というふうに思いますけれども、一層の啓蒙をしながら、この事業が自助努力をして収益を重ね発展していけば、もともと住まれている住民にとっては非常に重要な事業であるというふうには考えております。</p> <p>その中で、まず3点ですかね、事前に通告させていただいております。事業自体が約14年経過をしております、そういう中で30年から35年ぐらいの事業になるわけですが、具体的にそういった中で、実際の利用の加入世帯数と、統計上は非常に、人口で、人で報告がされるわけですが、世帯数が増えることによって増えていくということで、実際の利用の加入世帯数、それがどの程度あるのかということと、それが過去、5年スパンなのか3年スパンなのか、担当課のほうで結構ですが、そういった中で、どの程度事業が増加しているのかということについてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	上下水道課長
上下水道課長	<p>おはようございます。</p> <p>議員ご質問の加入世帯数、年間の増加数、それと増加率につきまして、ここ5年間の状況について回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、平成30年度末、事業所を外した世帯数といたしましては5,977世帯、令和元年度末におきましては6,148世帯、令和2年度末におきましては6,666世帯、令和3年度末におきましては6,966世帯、令和4年度末につきましては7,356世帯となっております。</p> <p>続きまして、年間の増加数、それと増加率でございますけれども、平成30年度から令和元年度の1年間におきましては171世帯の増加、増加率2.9%、令和元年度から令和2年度の1年間におきましては518世帯、増加率8.4%、令和2年度から令和3年度の1年間におきましては300世帯、増加率4.5%、令和3年度から令和4年度におきましては390世帯、増加率5.6%ということになっております。</p> <p>平成30年度から令和4年度までの年平均といたしましては、340世帯ほど増加をしているというふうな状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>回答によりますと、ここ4年間で、30年度末5,977世帯、令和4年度末で7,356世帯ということで、1,379世帯が増加しているということで、衰退ではなくて徐々に徐々に増加しているということは一定言えるのではないかと考えております。</p> <p>ただ、一方、当町の人口、世帯数というのは、ここ3年でありまして、5年の3月末で1万2,115世帯で、423世帯の増加でございます。極論しますと、水道加入世帯はたまたま610世帯増えていると。新規参加者が増えるのが増加の原因ということでございますけれども、逆に新規の方はほとんど、やはり水道に加</p>

	<p>入していただいているというのが現状で、加入率自体は60.7%ぐらいということで、全体ですね。ただし、筑後地区の平均というのは大体、上水道平均では、これは報道によりますけれども、87.5%ということでございまして、若干まだ低い状況にあるのではないかとというふうに考えます。</p> <p>これにつきましては、給水開始が非常に浅いというので、年数がまだ浅いという一方で原因はあるかと思えますけれども、これは、既存の世帯の利用者の方を増やしていかないと、今後ますます人口がどんどんどんどん増加していくのかということも一定考えにくいと。一定の微増傾向でいけば一番いいわけですが、逆に、やはり今引かれていない、旧来からここに、やはり地下水であるとか、非常に地下水のよさというのがございまして、冷たくて、冬は温かくてということがございまして、そういった意味で安定供給ということを考えて場合には、やはり、既存のそういったご利用者の方を、いかにフォローアップしながら増加させることが今後の水道行政の安定につながるのではないかとというふうに考えていますけれども、その辺のところはいかがでございでしょうか。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町内によって状況は違うかというふうに考えておりますけれども、議員が申されたとおり、本町は合併以前から地下水、こちらのほうを使用しております、現在におきましても、地下水の水質、こういったものに特に問題なく、また、水量が豊富な地域に住まわれている方も当然おられます。そういった方々におきましては、先ほど議員申されましたけれども、夏は冷たく、冬は温かい地下水というふうなこと、あわせて、上水道に接続すれば塩素の臭いがするとか、さらには水道料金が発生するというふうなことに抵抗を感じられてある方が結構おられるのかなというふうに思われますし、そういった点がいま一つ伸びない点かというふうに考えるところであります、議員の言われるように、これが課題かというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>田舎に住みますと、山の水であるとか、そういったものが非常に旧来よりおいしいと申しますか、というふうなイメージがあるわけですが、今、都会に行きますと水にお金を払うと、考えられない時代になっているのではないかと思います。皆さんお若い方が多いので、コンビニで水を買われると。旧来では考えられないことなんですね。水にお金を払うというのは考えられないこととございまして、今そういう時代になっていると。</p> <p>地下水が永遠的に豊富にあるのかということになりますと、一定、それほどここで枯渇する、なくなってしまうという時代にもなるかと思えます。地下水の層の問題とかいろいろありますけれども、そういった意味では、やはり安定的に供給いただく水道というのは必要不可欠ではないかというふうに考えています。</p> <p>そういったところの地下水の利用のよさ、逆にメリット・デメリットというのはやはり時代の要請に応じて一つずつ変化していくものだというふうに考えておりますので、そういったものが一つの課題であるのかなというふうに思います。</p> <p>続きまして、利用するとは別に、じゃあ今度は水道料金というのはどうなのかということとございまして。</p> <p>ここ最近ですかね、ガソリン代は180円台を推移し、電気料も上がるし、毎日お買物される物価は、大体2割から3割ぐらい物が上がっているという時代に入っております。生活基盤、生活をする余力というのはなかなか非常に厳しいという状況とございまして。</p>

たまたま今年度は福岡県の最低賃金も41円ほどアップされまして、それでも一般企業についてはなかなか賃上げできないというのが実態でございます。

そういった意味で、じゃあ、現実論として水道料金はどうかという話になるわけですが、これにつきましては、本年の3月に、西日本新聞より、「比べるまちの姿」という記事が掲載されております。その内容につきましては、日常生活に欠かせない水道料金についての掲載でございました。非常に、新聞報道でございますので、インパクトのある書き方ということがあるわけですが、極論しますと、筑前町は一応福岡県で一番高いと、水道料金が、いうふうな記事でございます。中身については、精査をしていきますといろいろ問題がありますけれども、新聞という報道というのは、一定のメディアでございまして、訴える力というのは非常に強いんだということで、やはり誤解が生まれている部分もあるのではないかと、いうふうに考えております。

通常、そこに載せられているのは標準的な家庭の場合ですね。水道管の口径というのは通常言われる13ミリ。これは通常のご家庭が使用される口径でございます。あとはいろいろ大きさによって値段が違うわけですが、その料金というのは、当町は、基本料金が、徴収は2か月に1回でございますので、2か月単位で出しますと4,320円と。それにプラス、メーター使用料、これが108円かかりまして、4,428円ですということに報道がされております。

これは、毎年福岡県が出します「福岡県の水道」という統計表から出されたものであるというふうになっている中でございまして、それで見ると、福岡県で、県下で一番高いと。安いのが久山町というふうに記載してあったわけです。

実際、他市から、筑紫野市であるとか福岡市近郊から、当町は住みよいいまちだということで転居されると。そういったところに来られた方からよくお話を聞くんですけども、非常に住みやすいと。交通の便もいいし、ファーマーズマーケットみなみの里とかであるとか、そういった地のりもいいし、いろんな意味で安定的で住みやすい、自然も豊かであるというふうな、そういう面では期待をして来た。だから住みにくいということじゃないですね、住みやすいと。

しかし、その中で感じられるのが、若干水道料金が高いなど。当然なことだと思うんですね。都会から、福岡市であるとかそういった大きなところから来られますと、水道料金はものすごい安いです。安い理由というのは、やはりそれなりの、工場が多いとか商業施設が多いとか、そういった意味で人口数が多いとかいう中でのバロメーターなので、一概にそれがどうかと言われますと、新聞でこういう報道をされますと、やっぱりものすごい高いんだここはというイメージになる。そういうイメージダウンのほうがよくないのではないかと。実態として、その辺のところはどうかということをお聞きしたいというふうに考えます。

原因として考えられるのは、やはり、まだ14年という、給水開始から日が浅いということで、全町そういった水道施設ですかね、それもまだ半ばにあるという中で、当然、何十年前に引かれた水道管と、最近の水道管というのは、非常に設備も違うし、将来の予想負担も違うのではないかと。そういったものの中では、やはり新聞報道だけを見ると高いんだというのが住民の方がぱっと見られた状況ではないかと思えます。

そういった意味で、こういった時期に、実態はこうですよ。しかし、決して安くはないというのは認識していただいて、こういった中で、こういうことだから若干高いんですよというのは、やはり住民に知らせる必要性もあるのではないかと、いうふうに思っております。

そういった意味で、やはり水道は安定的に今から何十年という中で利用していく

	<p>ことが一番、住まれる方にとっては非常にいいことでありますので、そういったところで、水道料金のこの近郊である朝倉市であるとか、これは福岡県と福岡地区の水道企業団が出している数字でございましたので、当然私どもは南部の事業団でございますので、そういった中で、分かる範囲の料金関係というのを教えていただければというふうに思います。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど議員の質問におきまして、県がまとめた「2021福岡県の水道」において、それと新聞記事におきまして、本町の水道料金が最も高いのではないかと、そういったご質問がありましたけれども、調査を行いましたところ、福岡県内の水道事業団体、いわゆる企業団を含みますけれども、全部で50団体、その中で、県内で水道事業を行っております自治体でいきますと、56市町でございますけれども、その中で本町は高いほうから10番目ということになっております。</p> <p>それと、福岡県南広域水道企業団、こちらのほうに本町は加入をしております。福岡県南広域水道企業団、12の構成団体となっております。構成団体の割合でいきますと、11市町、それと1企業団、自治体数でいきますと13市町でございます。この中で、高いほうから3番目ということになっております。</p> <p>また、福岡県南広域水道企業団、こちらのほうを例にしますと、福岡県南広域水道企業団の12の構成団体のうち、10の構成団体におきましては、昭和時期におきまして事業を開始しております。本町につきましては、合併後の平成17年からと、構成団体の中で一番遅い事業の開始ということになっております。これが一つ。</p> <p>それと、一番遅かったということを利用いたしまして、地震に備え、耐震管、こちらのほうを使用し、将来の安全性を担保したことで、工事費、こちらのほうが割高となって、結果的に水道料金が高くなったものかというふうに考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>決して安くはないと、低くはないと。かと言ってべらぼうに高くはないと。若干高いんじゃないでしょうかというのが見解ではないかと思えます。</p> <p>その理由としては、将来に備えた。ここは耐震地域、活断層が2つぐらい入っている地域でありますので、それを予測した部分ということも、そのために設備が高いんだということは一定理解できるのではないかと。</p> <p>極論しますと、何十年前に個人住宅が35万で建てたのが、今、じゃあ幾らで建ちますかと。もう5、60万するわけですね。そういう時代ですから、当然物価の高騰というのものもあるわけですが、そういった中で、だからやらないのかということではないかと思えます。やはりかけるものはかけていく、将来のために。しかし、無法図にかけるものではないと。それには当然、収入による財政的裏づけがあって初めてなされるものではないかと考えております。</p> <p>まだ発展途上、14年目でございますので、どれをどう扱えばいいのかとなりますと、料金を引き下げるとするのは非常に難しいというのを一定理解します。</p> <p>しかしながら、一方では、住まれている方が、若干高いんじゃないか、下げてほしいなという感情論があらうかと思えます。住民として住んでいる以上、やはりそういったものを払拭していく必要性はあらうかと思えます。</p> <p>ある意味で、ちょうど中間時でございますので、加入世帯数であるとか料金であるとか、そういったものにつきましては一定のビジョンをつくって、方策をつくって、今後やはり検討が必要なときではないかと考えますが、いかがでございませ</p>

	うか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員質問の料金の在り方の検討でございますけれども、まず、料金の決定につきましては、経常的経費、いわゆるランニングコスト、それと、投資的経費、設備投資による減価償却、こういったものを考慮する必要があるかというふうに考えております。</p> <p>近年の本町は、活発な民間の宅地開発などによりまして、戸建て住宅、アパート、こういった建設によりまして人口が微増ということで、それに伴いまして水道加入世帯、こちらのほうも増加しております。</p> <p>ですけれども、今後の将来の人口の動向、こういったものを踏まえながら、水需要の予測、経営戦略等により検討を重ねていく必要があるかというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>今日は一般質問の時間の関係もございまして、2点ほど、利用世帯数、それから料金の在り方、ご質問させていただきました。</p> <p>ちょうど現在、当町は人口が増加、増加、増加傾向にあります。ましてまた、当町のビジョンである「緑あふれる豊かで便利などかいなか」ということを推し進めていくためにも、生活基盤に直結している安全で良質な水道水というのは重要な位置づけであるかと考えております。</p> <p>ただし、一方では、町民が納める税金というのはやはり効率的に運用していくと。また、住民が安心できる環境を模索していくというのが一番大事であろうかと考えます。</p> <p>そういった中で、最後に町長にお尋ねいたします。</p> <p>今後の水道行政に対して、町長の将来像を見据えたご意見をお伺いしたいというふうに考えます。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員が冒頭に質問されました、説明されましたように、本町のあるべき姿、合併以降のあるべき姿を様々に議論をさせていただきました。</p> <p>大方のシンクタンクは、合併以降、本町の人口は減少するというような推計がなされていったところでもあります。</p> <p>しかしながら、そこであえて積極的な行財政施策を打つことによって、本町の人口を維持もしくは増加できないかという戦略を立てましたのが、その中の一つの柱がこの上下水道整備でもございます。前町長も非常に上水道については関心が高く、採択について努力をされたところでもございます。</p> <p>私もその思いを十分に引き継ぎまして、借金はできるけれども、将来を見据えて、攻めに入るべきだと、そういった考えの下に上水道の補助金獲得に努力をさせていただきました。職員もそのつもりで、多額の単年度の事業を消化していったところでもございます。その効果がありまして、今人口が増加している。大きな要因は、やはり上水道であり下水道であると私は確信できるものだと思います。</p> <p>そういった中で、今後の上水道を考えた場合には、今説明がございました、そしてうちのほうの課長が説明しました、十分に協議をなした上での課長答弁でございます。</p> <p>まちづくりを推進する上で、また、十分な町民サービスを提供する上にも、財政の</p>

	<p>根幹となる税や使用料の徴収は非常に重要なものになるということは当然でございます。</p> <p>水道使用料については、先ほどの説明により、他市町村よりも比較的高い状況であることは私どもは理解しておりますし、隠すところではございません。</p> <p>しかしながら、近年、物価や人件費の高騰等が甚だしくなっております。他の自治体同様、本町の水道事業会計も厳しい環境であることは間違いございません。</p> <p>しかしながら、今後に関しましては、本年度に、先ほど課長も説明いたしましたけれども、経営戦略の見直しを行う予定としております。</p> <p>また、今後の水需要予測を基本にいたしまして、人口増を料金設定の有利な算定要因として、適正な水道料金の設定に努めてまいりたいと思うところでございます。</p> <p>それと、一つだけ付け加えさせていただきますけれども、水道料金の比較等に併せて、地方交付税の交付額の比較もぜひやっていただきたいと。私どもは合併後、努めて事業は積極的に、財源については、できるだけ国庫等の財源を確保するということを査定等でも厳しく言ってまいりました。そのこともありまして、ぜひ人口規模に合わせた地方交付税、水道事業にしる、下水道事業にしる、全て交付税措置がなされる事業を採択していただいております。</p> <p>ぜひぜひ、うちと同等団体、あるいは人口規模が違ってそういった団体と交付税の額が違うというところもご理解いただければありがたいと思うところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>一定の見直しの時期、先ほど町長も言われた地方交付税の検討と、これはお互いが、やはり基本的に財政があつてのものでございます。</p> <p>当然、財政のつくり方については、同等なところと、その効率的運用というのを検討せざるを得ないと。次回もまた、そういう中で検討していただきたいというふうに考えています。</p> <p>本町につきましては、重要な生活基盤の水道行政というのは、やはりまだまだ日が浅く、今後、財政面それから設備面等いろいろ課題が山積しているというのも事実でございます。</p> <p>そういう中で、やはり当町に住まれている住民が今後、安全でかつ安定的な水道の供給体制ができるよう切望して質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	これで、4番 原田宏議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>10時45分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10:36)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:45)</p>
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	<p>通告に従い、順次質問させていただきます。</p> <p>今回は、機構改革について、暮らしを守る取り組みについて4点、計5点質問させていただきます。</p> <p>まず初めに、機構改革についてお尋ねをいたします。</p>

	<p>機構改革については、全庁の見直しを含め行っていくということでしたが、今の程度まで進んでいるのか、進捗状況をまずお尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員お尋ねでございます現在の進捗状況についてでございます。</p> <p>令和4年度に組織機構改革プロジェクト委員会を発足しまして、委員会を4回、分野ごとの委員ヒアリングを1回、各課長ヒアリング1回を開催し、ヒアリング等を行いました意見を踏まえて事務局にて検討を重ねております。</p> <p>5年度に入りまして、人事異動により事務局体制も変わりまして、庁内プロジェクト委員会につきましては、1回開催し、現状等報告をさせていただいておりますけれども、事務局にて、改めてこれまで検討されたこと、現状と今後のことを見据え見直し等を行っているところでございまして、具現化にはまだ時間を要するところでもございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>この機構改革がなかなか進まない原因、課題はどこにあるのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>原因と課題ということでございます。</p> <p>組織機構改革を考えるにあたりましては、検討していく段階では基本的な考え方は変わっておりません。住民サービスの向上を念頭に、効率的な事務処理遂行、それから職場環境改善・向上等に向けた組織機構改革の検討としているところでございます。</p> <p>これまでお答えしておりますように、健康福祉関連部門につきましては、本庁に集約することを含め配置などを検討しておりますけれども、これによって、現在、本庁配置の部署、その他の部署についても、住民サービスの機能を低下させないように配置も当然考えなくてはなりません。</p> <p>各部署の配置する既存の公共施設でのスペース的なものが限られておりますので、組織機構の見直しと並行して、組織の配置先の検討を現在行っている状況であり、この配置先のこと現在直面している課題でもございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>以前も申し述べましたが、移動が比較的困難な障がい者にとって、健康課と福祉課は欠かせない部署です。課長のお話では一緒にしたいということでしたので、少し安心はしました。</p> <p>また、高齢者にとっても、65歳までは健康課でいろいろ保健師さんの助言を受けられていたのに、65歳を超えたら相談窓口は福祉課へでは、継続して見守りを続けていく上でも非常に困難ではないでしょうか。</p> <p>合併前の旧夜須町では、健康福祉課として一体して取り組んでいたと思います。また、町の三役、町長、副町長と教育長が別の館ということもどうなのかと思います。</p> <p>合併時の総合支所は教育と福祉の拠点として位置づけられていたことは承知していますが、町民の皆さんにとってベストな機構改革となるようお願いをし、次に進みます。</p> <p>次に、自衛隊への名簿提供についてお尋ねをします。</p>

	<p>今年5月17日付西日本新聞の1面トップ記事に、「九州の市町村、自衛隊名簿提供73%」と大きく報じられたことは、皆さんご承知のとおりです。</p> <p>その中で、福岡県60市町村中22市町村、率で37%が名簿を提供し、筑前町も提供市町村となっていました。</p> <p>名簿提供といった個別具体的なプライバシー侵害にあたりかねません。個人情報保護の観点からも名簿提供はすべきではないと考えますが、何を根拠に本人に断りなく名簿提供を行ったのか、まずお尋ねをします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご発言のように、令和5年5月に西日本新聞にてそういった記事が報道されているというのは承知しております。</p> <p>お尋ねの、本町におけます自衛隊及び自衛官候補生募集等の推進に係る名簿提供につきましては、自衛隊の依頼によりまして、その年度に18歳になる人の氏名、生年月日、性別及び住所の情報を、法定受託事務として、自衛隊からの募集業務においてのみに使用されることで提供をしております。</p> <p>これにつきましては、令和2年12月18日閣議決定されております令和2年の地方からの提案等に関する対応方針で、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、あわせて、募集に関し、必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこととされまして、総務省、防衛省から通知をされております。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、地方自治体の個人情報の取扱いに関しましては、同法の規定に基づき実施しておりますけれども、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、同法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が、国の個人情報保護委員会より示されていることを踏まえて、本町においては、現在提供しているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>自衛隊法第97条1項は、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとする、本来国が行う事務を都道府県知事、市町村長が代わって行う法定受託事務に定めています。自衛隊法の立法者意思を文献上確認できる防衛法には、この事務、募集のことですが、この事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣——現在は防衛大臣です——は、都道府県知事及び市町村長に対し、応募に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告及び県政統計などの資料の提出を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われているかどうかを判断と記述されています。</p> <p>名簿提供という個別具体的なプライバシー侵害にあたりかねない問題については、具体的に触れられていません。</p> <p>自治体は具体的な法令の根拠なく、個人情報を提供してはいけないのでしょうか。</p> <p>個人情報保護法や行政個人情報保護法では、住民基本台帳を管理している都道府県や自治体が個人情報を提供することは、そもそも法定受託事務ではなく自治事務ではないのでしょうか。住民基本台帳法の規定に基づくと、自治体が公用、公益性が高</p>

	<p>いと認めた場合のみ、台帳情報の閲覧が可能ですが、個人情報の外部提供については中止すべきではないでしょうか。提供については定めがありません。地方自治体には住民の個人情報を守る責務があります。</p> <p>町長にお尋ねします。</p> <p>自衛隊への名簿提供は中止すべきではないでしょうか。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>法定受託事務のお話もございました。その件については、自治体、国との見解の相違も若干ございますけれども、現行ではやはり受託事務だという認識の下で進めるべきだろうと思っております。</p> <p>したがって、今課長が説明いたしましたように、それぞれ法律の見解等あるうかと思いますが、私どもは、最終的に今の閣議決定された方針に従って進めていきたいと。したがって、情報提供は行っていくという判断で進めていきたいと思っております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>自衛隊の皆さんの災害派遣での貢献は本当にありがたいことですが、安法法制以降の自衛隊の任務拡大を踏まえても、慎重を要する必要があるのは言うまでもありません。</p> <p>国によって攻撃し攻撃される自衛隊へと変貌していく中、実際に戦争が起きたら戦場の最前線に行かされるのは自衛隊員であることを、十分に認識する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>自治体による名簿提供は、その一連の事務手続きの過程が、戦前、戦中の徴兵制度とも似ている部分があります。戦前、戦中、自治体は、戦争遂行体制の末端組織として、住民を戦争に総動員するために大きな役割を担いました。</p> <p>市町村役場の兵事係が、徴兵検査の1年前から戸籍を確認し、20歳になる青年を抽出の上、想定名簿や現役兵心情明細書を作成して軍に提供していました。招集にあたっての赤紙の配達も、市町村の兵事係の業務でした。</p> <p>自治体を戦争国家づくりの下請機関にさせないことは、歴史の教訓と申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、国民健康保険税について、2点お尋ねします。</p> <p>まず、これ以上の国民健康保険税の引き上げはやめるべきという視点での質問です。</p> <p>労働者やその扶養家族が加入する健康保険の運用ルールを定めた健康保険法は、第40条で、標準報酬月額の高等級に該当する被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超えた場合には、最高等級の上にさらに等級を加える改定を行う旨を定めています。すなわち、保険料の上限が頭打ちとなっている高額所得者が被保険者全体の1.5%を超えている場合は、限度額を引き上げ、それらの人たちに負担増を求めていくということです。これは、健保、共済など、被用者保険向けのルールですが、政府・厚生労働省は、自営業者や年金受給者が加入する国民健康保険税についても、2015年、平成27年から、被用者保険のルールとバランスを考慮し、賦課限度額世帯割合が1.5%に近づくように、賦課限度額を段階的に引き上げる方針を取っています。2023年度の賦課限度額の引き上げも、この方針の具体化として打ち出されました。</p> <p>国保税は、基礎賦課分、後期高齢者支援分、40歳から64歳の被保険者に係る介護分の合算で計算されます。厚生労働省は、令和5年度は、後期高齢者支援分の賦課限度額を超える世帯が2.25%あり、国保料全体の賦課限度額超過世帯が1.</p>

	<p>56%になり、後期高齢者支援分の賦課限度額を2万円引き上げれば、超過世帯は2.1%に下がり、全体の超過世帯も1.51%になるとして、政令で定める後期高齢者支援分の賦課限度額をさらに2万円引き上げることにしたのです。</p> <p>健保の場合、1.5%ルールは、法律にも明記された保険料の上限改定のルールですが、国保の場合、国保法の法文に100分の1.5などの定めはなく、賦課限度額超過世帯割合を1.5%に近づけるといのは、あくまで厚生労働省の目標値にすぎません。</p> <p>現在、健保で保険料が頭打ちとなっているのは、年収2,200万円、給与所得2,000万円以上の被保険者です。</p> <p>しかし、国保の場合、例えば40歳代の夫婦と小学生2人の4人世帯の場合ですと、東京都新宿区では所得830万円程度、大阪市では所得610万円程度で、国保料は上限額に達してしまいます。頭打ちのラインを引き上げた場合、影響を受ける層が健保と国保では全く異なるのです。</p> <p>また、大阪市で、国保料の上限額である100万超を負担している給与所得610万円の40歳代の夫婦と小学生2人の4人世帯が、中小企業の労働者が加入する協会けんぽに入った場合、保険料の本人負担は48万円です。国保料の上限額を負担している人は、同じ収入、家族構成の健保加入世帯の2倍を超す保険料を既に支払っているのです。</p> <p>こうした保険者間の格差がある下で、健保の上限額の引き上げルールを一律に国保に適用し、賦課限度額の引き上げを繰り返せば、各地で高額所得者とは言えない中堅自営業者やフリーランスの人が負担増にさらされてしまいます。</p> <p>厚生労働省は、国保料の賦課限度額の引き上げは、中間層の負担軽減のためと説明していますが、実際にはこの15年間に国保料の賦課限度額が36万円も引き上げられる中で、負担増の最大の被害者となってきたのはまさに中間層の方々です。</p> <p>国保料の賦課限度額は政令で定められますが、これは国保料の上限をここまでなら引き上げることが可能というラインであり、実際の国保料の上限をどこまで引き上げるかの判断は、保険者、つまり地方自治体に委ねられています。</p> <p>自治体の中には、賦課限度額超過世帯が2%などとなっているにもかかわらず、それを議論の対象にしていないところや、国保料の上限額を国が定める賦課限度額よりも低く抑えているところもあります。</p> <p>法定外繰入なしで黒字を続けている筑前町です。これ以上の保険料の引き上げはやめるべきと考えますが、見解をお尋ねします。</p>
<p>議 長</p>	<p>健康課長</p>
<p>健康課長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>国民健康保険の保険料の賦課限度額の上限引き上げについては、議員も申されたように、平成25年に制定された持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律により、政府が必要な措置を講じるものとして実施されているものです。</p> <p>その考え方は、同じく平成25年の社会保障改革プログラム法や社会保障改革国民会議報告書を踏まえ、毎年度、医療保険部会の議論を経て行っているものです。</p> <p>また、国民健康保険は国民皆保険の医療制度の重要な柱であり、被用者保険に加入していない全ての方を対象としていることから、被保険者の年齢層が高く、低所得階層が多く、医療費水準も高いという構造的な課題を抱えているため、賦課限度額に到達する所得が、保険税率が高い場合は、比較的低い所得で賦課限度額に到達するという課題があることも認識しております。</p> <p>しかしながら、これは国保制度全体の構造的な課題であり、国が財源も含め考え</p>

	<p>るべきものであると考えます。</p> <p>平成30年度国保運営の制度改正により、保険料の県内均一化も検討されております。町独自の軽減策については、慎重に議論すべきものであると考えます。</p> <p>以上のことも踏まえ、今後も国の動向を注視しながら、安定した国保財政運営を図っていくため、様々な観点から慎重な調査研究を行っていきたいと思います。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>以前質問したとき町長もおっしゃっていましたが、やはり国に国庫負担の引き上げをどんどん市町村長会から要求していただきたいと思います。</p> <p>次に、子どもの国民健康保険税の均等割についてお尋ねします。</p> <p>現在、筑前町で、子どもの均等割の減免はどうなっているのか、まずお尋ねをします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>国民健康保険では、制度設計上、所得といった被保険者の能力に応じた負担だけでなく、子どもを含めた全ての被保険者の人数に応じた国保税を負担していただくようになっていることから、子どもの多い世帯については、それだけ負担が増加することになっております。</p> <p>子育て世帯の負担軽減の観点からも、国は、令和4年4月より未就学児分の均等割、5割軽減を制度化いたしました。町もこれに準じ、未就学児分の均等割、5割軽減を実施しております。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>協会けんぽの場合、本人のみの保険料で、家族が増えても保険料は全く変わりません。</p> <p>先ほどの質問でも触れましたが、また、課長の答弁にもございましたが、同じ収入、世帯構成でも、国保加入者は健保加入者の倍を超える保険税、保険料を払っています。せめて子どもの均等割の減免拡大を図るべきと考えますが、見解をお尋ねします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町単独のさらなる軽減措置拡大については、その財源策を考える必要があります。その財源を埋めるためには、国保加入者の費用負担を求めることが第一となり、そのほかでは、法定外繰入による財源の問題も出てきます。</p> <p>また、税は公平であることが求められますので、軽減することについては、公平性という観点から広く議論を行い、被保険者の理解も必要となります。このことを踏まえると、慎重な検討も必要です。</p> <p>独自に子どもの均等割の軽減の拡充を行っている自治体もあることは承知しております。</p> <p>ですが、財源の問題も含め、子育て支援策、医療保険制度全体の問題でもあり、国が考えるべきものであるとも思います。</p> <p>また、全国知事会ははじめ、関係機関から、少子化対策・子育て支援の充実や医療保険制度間の公平性の観点から、国保税の子どもに係る被保険者の均等割の軽減措置を拡充するなどの提言がなされていることから、軽減拡充については国の責任と負担によって行うべきものであると考えます。</p> <p>このことから、現時点では、町独自で国保税に係る子どもの均等割軽減策の考えはありません。</p> <p>しかしながら、子育て支援の観点からも、全国知事会の提言もありますので、国の</p>

	動向を注視し、調査研究を行うとともに、町長を通じ要望を引き続き行っていききたいと考えます。
議 長	河内議員
河内議員	やはり、国の国庫負担が重要ではないかなということです。今後とも引き続き要請をお願いして、次に進みます。 最後に、就学援助についてお尋ねをいたします。 就学援助制度については、本年度第1回定例会において質問をさせていただきましたが、その答弁を踏まえ質問をいたします。 課長答弁では、健康課と連携を取って進めさせてもらいたいと思いますということでしたが、児童扶養手当受給世帯へのその後の対応はどうなっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和5年3月議会定例会の一般質問において、就学援助については、健康課と連携し、児童扶養手当受給世帯へは個別に知らせるべきではとのご意見をいただいたところでございます。 その後、健康課と協議をいたしまして、就学援助に係るチラシを児童扶養手当決定通知時にも配布するようにいたしましたところでございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今後も、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。 最後に、昨日の一般質問の中で、石丸議員も少子化対策の質問の中で触れられていました学校給食の無償化です。全体の予算の僅か1%で実現できます。義務教育は無償という立場で、また、子育て支援の一環として取り組んでいただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これで本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

(11:13)